

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	給水系給水流量調整弁廻りドレン弁（12台）近傍の保温材に一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	3号機	廃棄物処理系床ドレン系廃スラッジサージタンクのレベルスイッチに接点動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・調整	GⅢ	
3	3号機	タービン建屋地下1階の消火系ポンプ室入口扉に全閉不良が認められたため、当該扉を点検・修理	GⅢ	
4	4号機	不活性ガス系圧力抑制室真空破壊弁（202B）の作動試験において、弁駆動部の空気抜き用穴より駆動用空気のリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
5	4号機	主復水器（A2）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（2本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付け	GⅢ	
6	4号機	可燃性ガス濃度制御系の圧力抑制室入口弁（外側）～同系圧力抑制室入口弁（内側）間の弁間漏えい検査において、圧力保持時間に判定値外れが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
7	5号機	主蒸気系組合せ中間弁（No. 2, 3, 4）の点検において、ストレーナピン溝及びスタンドピンに摩耗が認められたため、当該スタンドピンを交換及びストレーナピン溝を修理	GⅢ	
8	5号機	主低圧タービン（A）内部車室（上半）の点検において、第1段目の蒸気シール部にカジリ傷が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
9	5号機	主低圧タービン（A）ノズルダイアフラム（上半）の点検において、第1段目のシールリングにカジリ傷が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
10	5号機	主低圧タービン（B）内部車室（上半）の点検において、第1段及び第2段目の蒸気シール部にカジリ傷が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
11	5号機	主低圧タービン（B）ノズルダイアフラム（上半）の点検において、第1段及び第2段目のシールリングにカジリ傷が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
12	5号機	主低圧タービン（C）内部車室（上半）の点検において、第1段及び第2段目の蒸気シール部にカジリ傷が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
13	5号機	主低圧タービン（C）ノズルダイアフラム（上半）の点検において、第1段及び第2段目のシールリングにカジリ傷が認められたため、当該部を修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	主蒸気系組合せ中間弁ストレーナ（No. 1, 2, 3, 5）の点検において、ストレーナ金網の一部に摩耗及び素線切れが認められたため、当該部を修理	G III	
15	5号機	主高圧タービンスラスト軸受本体締付ボルトの点検において、同ボルト頭部の六角穴に経年使用による変形が認められたため、当該ボルトを交換	G III	
16	5号機	主高圧タービンノズルダイヤフラム水平面締付ボルトの点検において、同ボルト頭部の六角穴に経年使用による変形が認められたため、当該ボルトを交換	G III	
17	5号機	定期安全管理審査申請書添付の5号機第23回定期事業者検査計画書において、「液体廃棄物処理系容器検査（環2）」の検査計画への記載洩れが認められたため、対応検討	G II	
18	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（A）用加熱蒸気入口前弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
19	その他	低レベル放射性廃棄物搬出検査設備の始業前点検において、ドラム缶受入工程管理システム用パソコンに起動不良が認められたため、当該パソコンを点検・修理	G III	